

地盤工学会誌

平成16年9月号 第52巻第9号

土と基礎

小特集

土壌汚染とその対策—最新動向～土壌汚染 対策法施行から1年余が経過して～

Prevention of Soil Pollution

— The State of One-year Enforcement of Soil Contamination
Countermeasures Law —

●「土と基礎」編集委員会

本号小特集担当編集委員：小 野 勇（主査）

荒 牧 憲 隆

菅野谷 慎一

加 納 誠 二

高 橋 真 一

根 岸 昌 範

原 隆 史

前 村 庸 之

吉 福 司

本号の編集にあたって

産業発展の陰には有害物質の拡散が切り離せません。地盤汚染に着目してみますと、従来であれば汚染された土地は再利用しなくても問題は有りませんでした。地価の高騰や土地不足、環境問題等により浄化が不可欠なものとなっています。したがって、土壌汚染を克服しなければ諸問題の解決には至りません。地盤の浄化は手っ取り早い方法としては置換が考えられるが、この手法では根本的な解決にはならず、汚染物質の除去をしないと無意味です。汚染物質の処理方法は多岐にわたりますが、処理場所を考えた場合に現場処理と搬出処理に大別され、それぞれに得失があります。本号の論文にも処理方法や処理技術、処理場所等の記述があり、汚染土壌の知識を深める一助となりうるものと考えます。

汚染土壌の処理は、跡地利用を目的とする場合のみでなく、汚染物質の地下水中への拡散や空気中への飛散を防ぐ上においても早急に対応していかなければなりません。地表においてはある種の菌類が石油類の消化を行って浄化されることが期待できますが、地中でのこのような作用はほとんど期待できず、拡散や発散による濃度低下を来すのみで問題解決には至りません。意図的に汚染されたものであれ、事故による汚染であれ汚染の深刻さは同じであるため、一刻も速い処理が必要となります。

公共投資の削減に伴い、建設工事が減少の一途をたどっています。このような状況のなかで建設関連の企業は新たな業務の拡張を模索しています。汚染土壌の処理は法的な規制もさることながら、飛散、拡散の危険をはらんでいることから早急な実施が必要です。このような観点から多くの企業において汚染土壌の処理を事業化し、業務の一部を担うものと位置づけています。

講座では、「リスク工学と地盤工学」と、「地盤を診る物理探査」の最終講を掲載しております。会員各位のスキルアップに貢献できますれば幸いです。

最後に、執筆していただきました方々と講座を担当された方々に感謝の意を表します。

小 野 勇（おの いさむ）

地盤工学会のホームページ URL <http://www.jiban.or.jp/>国際地盤工学会ホームページ <http://www.issmge.org/>